次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
株式会社協和精工　一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立でき、男女ともに能力を十分に発揮して活躍できる雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1．計画期間
令和８年 11 月１日から令和 11 年5月 31 日までの２年３か月間
2．内容

【目標 1】男性社員の育児休業等取得率を、計画期間において 30%以上とする。

＜対策＞
● 令和８年 12月～　育児休業制度、取得手続及び給付制度等を社員に周知する。
● 令和８年 12月～　取得意向を確認し、業務分担や応援体制を整備する。
● 令和9年1月～　管理職に対し、育児休業等の取得促進に関する研修を年 1 回以上実施する。

【目標 2】計画期間全体で、25～39 歳のフルタイム社員 1 人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働を月平均 45 時間以内とする
。

＜対策＞
● 令和８年 11 月～　労働時間を毎月把握し、業務量や人員配置を見直す。
● 令和 8 年 12月～　作業の標準化、多能工化及びデジタル化による業務効率化を進める。
● 令和9年 1 月～　管理職に対し、労働時間管理に関する研修を年 1 回以上実施する。

【目標 3】年次有給休暇の取得日数を、計画期間の各年において、社員 1 人当たり平均年間 12 日以上とする。

＜対策＞
● 令和８年 11 月～　年次有給休暇の取得状況を把握し、取得促進の方針を周知する。
● 令和8年１２月～　各部署で休暇の取得予定を共有し、相互に応援できる体制を整える。
● 令和８年 12月～　取得状況を定期的に確認し、計画的な取得を促す。